

### 住宅改修工事による 固定資産税(家屋)の軽減制度について

既存家屋に対して次の①～③の要件を満たす場合、家屋の固定資産税を軽減する制度があります。適用を受けるためには、改修工事完了後、必要書類をそろえて3カ月以内に申告が必要です。各軽減の種類・要件は次の通りです。

①耐震改修住宅軽減  
昭和57年1月1日以前から存在し、現行の耐震基準に適合した改修工事(50万円超)を行っていること

②バリアフリー改修住宅軽減  
新築された日から10年以上を経過し、65歳以上の方、要介護・要支援の認定を受けている方、および障害をお持ちの方が居住する住宅にバリアフリー改修工事(自己負担が50万円超)を行っていること

③省エネ改修住宅軽減  
平成20年1月1日以前から存在し、窓の改修工事を含む現行の省エネ基準に適合した改修工事(自己負担が50万円超)を行っていること

※軽減の種類によって、軽減率や軽減期間、対象面積が異なります。また、②と③のみ重複して軽減を受けることができません。また、令和2年3月31日までの間に行われた①と③の改修工事で「認定長期優良住宅」に該当する場合は、軽減率が優遇されます。

### 固定資産税(家屋)の課税業務にご協力ください

◎家屋調査などについて  
平成31年1月2日(令和2年1月1日)に新築や増築した家屋を対象に、固定資産税・都市計画税の基となる評価額を算出するため、家屋調査を行います。

調査は市職員が複数人で同一、所有者の立ち会いの下、家屋の外回りと内部の間取り・使用資材・建築設備などを確認します。調査を行うときは、事前に文書で連絡し、日時を約束してから伺います。また、来年度の課税対象家屋を把握するため、市職員が市内全域を巡回します。新築、増築または取り壊しによって課税台帳との差異がある場合には、戸別に調査を行います。

※調査時には「固定資産評価補助員」に選任された市職員が訪問します。ご協力をお願いいたします。

◎所有している家屋に変更等があった場合には「連絡を所有している家屋が次の①～③のいずれかに該当する場合は、家屋資産税係までご連絡ください。

①建物の全部または一部を取り壊した場合②増築した場合③未登記家屋で相続・売買その他の理由により所有者が変更になった場合

詳しくは課税課家屋資産税係 ☎470・7777(内線2342)2344へ。

### 今後の東久留米市立学童保育所の運営方針(案)に関するパブリックコメント(ご意見)を募集します

市は、今後の東久留米市立学童保育所の運営に関して、安定的な事業の継続、延長育成、民間活力導入の可能性を含め、検討を行ってきました。このたび「今後の東久留米市立学童保育所の運営方針(案)」を策定いたしましたので、市民の皆さんのご意見を募集します。

【閲覧期間・場所】 閉庁日をのぞき、令和2年7月3日(水)～26日(金)を除く7月3日(水)～26日(金)に、児童青少年課(市役所2階)、市政情報コーナー(同2階)、市ホームページでご覧いただけます。

【ご意見の提出方法】 閲覧期間中に(必着、件名に「学童保育所パブリックコメント」と明記して、住所・氏名・年代(例40代)、ご意見(書式は自由)を記入の上、〒207355へ。

### 自立支援医療(精神通院)のご案内

自立支援医療(精神通院)とは、精神疾患およびてんかんによる、通院のための医療費助成の制度です。

通常、医療保険では医療費の3割が自己負担となりますが、自立支援医療制度を併用した場合、自己負担は原則1割に軽減されます。ただし、本人・世帯の所得や疾患などに応じて、月額自己負担上限額が設定されています。一定所得以上の方は、非該当になる場合があります。

継続(更新)手続については、自立支援医療(精神通院)を受給している方は、有効期間が終了すると、自立支援医療費の支給ができなくなり、通常の医療費負担となります。継続する場合は、必ず継続(更新)手続を行ってください。有効期間は、お手持ちの受給者証で確認してください。

継続(更新)手続は、有効期間の3カ月前から障害福祉課で受け付けます。

◎診断書の提出は2年に1度です

継続(更新)手続における診断書の提出は、病状および治療方針の変更がない場合、2年に1度です。

前回の申請の際に診断書を提出している場合は、今回の継続(更新)申請では診断書の提出は不要です。

※なお、継続(更新)手続は毎年必要です。

【注意】有効期間を過ぎてからの再開申請や前回の継続(更新)時に診断書なしで手続された方は、診断書の提出が必要です。また、精神障害者保健福祉手帳を所持している方は、前回は更新時に診断書を提出した場合でも、手帳更新のために診断書が必要となる場合があります。診断書の提出が必要か不明な方は、障害福祉課(市役所1階)へご相談ください。

◎所得区分の変更について  
「保険証の世帯が変更になった」または「前年度と課税状況が変わった」などの場合、有効期間の途中でも所得区分変更手続ができます。所得区分変更手続を行った場合、申請日の翌月初日から新しい所得区分が適用されます。

詳しくは障害福祉課福祉支援係 ☎470・7747へ。

### 生涯学習センターの指定管理者を募集します

2年4月以降の生涯学習センターの指定管理者(法人・団体)を次の通り募集します。公募要項を参照し、期限までに提出してください。

【公募要項配布】 土曜・日曜を除く7月1日(月)～17日(水)の午前9時～午後5時(水)の午前9時～午後5時

詳しくは同課 ☎470・7784へ。

### 財政健全経営計画検討会議の市民委員を募集します

市では、第5次長期総合計画の策定と合わせ、本市の財政健全化に向けた取り組みを推進する財政健全経営計画を改定します。その検討に当たり、財政健全経営計画検討会議の委員(市民委員)を募集します。

【募集人数】 若十名

【応募資格】 元年7月1日現在で、1年以上市内に居住し、平日に開催する会議に出席できる18歳以上の方

【会議日程】 10月～2年度までに5回程度会議を開催する予定です。会議日程などは委員と調整の上、決定します

【任期】 2年

【報酬】 会議に出席した場合に所定の謝金を支払います

【選考方法】 応募動機、年齢、性別などバランスを考慮して選考します。選考結果は郵送で通知します。

※応募書類は返却しません。

【応募方法】 7月16日(火)午031へ。

### 生活困窮者自立相談支援事業を ご利用ください

生活や仕事探し、家賃の支払いなどでお困りの方、お子さんの学習面で不安がある方が相談できる事業です。

まずは福祉総務課 ☎470・7749(市役所1階)で支援員に「相談ください」。

【受付日時】 閉庁日の午前9時～午後4時(正午～午後1時を除く)

◎自立相談支援  
相談の中で生活状況などを聞き、課題を整理し、自立に向けた支援内容を支援員と一緒に考えます。必要に応じて、関係機関への照会や同行支援を行います。

◎子どもの学習支援事業  
市内在住の中学生で、経済的事情などにより学習の機会が少なく、学習の不安を相談できる場所がほしい方に、学習支援を行っています。詳しくは同課へ。

### 「就労移行支援事業」の 利用者を募集します

【利用期間】 訓練等給付の支給期間

【活動内容】 就労に向けた訓練と支援

【対象】 原則18歳以上で知的障害があり、企業での就労を援法に基づき手続が必要になる方

希望し、採用が見込まれる方(障害福祉サービスの訓練等給付の支給決定を受けた方)

【募集人員】 若十名

希望する方は障害者総合支援法に基づき手続が必要になります。

詳しくは同センター ☎470・2711(平日午前9時～午後5時) またはファクス(477・2750)へ。

### 市長の資産等報告書の 閲覧ができます

「政治倫理の確立のための東久留米市長の資産等の公開に関する条例」の規定により、どなたでも市長が作成した報告書の閲覧ができます。

【閲覧できる報告書】 資産等補充報告書、所得等報告書

【閲覧期間】 7月8日(月)から。時間は午前8時半～午後5時(正午～午後1時と土曜・日曜、祝日を除く)

【閲覧場所】 総務課(市役所4階)。7月8日(月)以降、市ホームページからも閲覧できます

詳しくは同課庶務担当 ☎470・7714へ。

### 平成30年度 個人情報保護制度の運用状況と 情報公開制度の利用状況

◎個人情報保護制度の運用状況  
市では、個人情報の取り扱いの基本的事項を定め、個人の権利利益の侵害を未然に防止するため、東久留米市個人情報保護条例を定めています。平成30年度の運用状況は、次の通りです。

個人情報の開示請求の処理状況は、請求20件に対し、開示決定5件、一部開示決定10件、非開示決定8件(うち不存7件)でした。訂正請求の処理状況は、3件に対し、棄却3件でした。苦情申出が1件ありました。利用中止請求および審査請求はありませんでした。

◎情報公開制度の利用状況  
市では、市民の皆さんの知る権利を保障し、市の諸活動を説明する責任を全うするため、東久留米市情報公開条例を定めています。平成30年度の利用状況は、次の通りです。公文書の開示請求の処理状況は、請求52件に対し、開示決定26件、一部開示決定45件、非開示決定14件(うち不存12件)、取り下げ3件でした。また、審査請求はありませんでした。

詳しくは総務課法務・文書担当 ☎470・7714へ。

